

せいよ地域づくり手上げ型交付金事業審査会設置要綱

平成 28 年 2 月 10 日

西予市告示第 19 号

(設置)

第 1 条 せいよ地域づくり手上げ型交付金交付要綱(平成 28 年西予市告示第 18 号)第 4 条第 2 項の規定に基づき、せいよ地域づくり手上げ型交付金事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する

(1) せいよ地域づくり手上げ型交付金事業(以下「事業」という。)に係る審査に関すること。

(2) その他事業の選考及び実施に関すること。

(組織等)

第 3 条 審査会は、審査員 5 人以内をもって組織する。

2 委員は、地域づくり分野において専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(審査員長及び副審査員長)

第 4 条 審査会に、審査員長及び副審査員長各 1 人を置く。

2 審査員長及び副審査員長は、審査員のうちから市長が指名する。

3 審査員長は、会務を総理し、審査会の議長となる。

4 副審査員長は、審査員長を補佐し、審査員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(審査会)

第 5 条 審査会は、審査員長が招集する。

2 審査会は、審査員 3 名以上の出席がなければ開催することができない。

3 審査員長は、必要に応じて審査員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第 6 条 審査員の任期は、委嘱の日から 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第 7 条 審査会の庶務は、政策企画部まちづくり推進課において行う。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 審査会の設置に関して必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

附 則([平成 29 年告示第 75 号](#))

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則([令和 2 年西予市告示第 48 号](#))

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。